

後期高齢者医療制度

納付方法を確認しましょう

令和3年度の後期高齢者医療保険料率は、前年度と同じく所得割率は8・39パーセント、均等割額は4万3、400円です。

均等割額の軽減措置を一部変更

後期高齢者医療制度では、所得が一定額以下の世帯の均等割額が軽減されます。令和2年度に7・75割軽減だった人は、令和3年度から7割軽減に変更されます。

保険料額決定通知書を発送

納付書や口座振替で納付する普通徴収の人は7月15日(木)に、年金から直接引き落としで納付する特別徴収の人は7月21日(水)に、保険料額決定通知書を発送します。

なお、確定申告の延長期間中に申告した人は、8月以降に保険料が変更になる場合がありますので注意してください。

保険料の納付方法

納付方法は、年金の受給額や資格の取得時期などにより異なります。

す。通知書が届いたら、自分がどの納付方法に該当するか確認してください。

年金からの引き落としを口座振替に変更するには

年金からの引き落としで納付している人で、口座振替による納付を希望する人は、7月30日(金)までに印鑑と引き落とし口座が分かる物を持って保険年金課(市役所1階)で納付方法変更の申し出を行い、金融機関で口座振替の手続きをしてください。10月の年金からの引き落としが停止され、口座振替による納付となります。ただし、これまでの納付状況などから変更ができない場合があります。

保険証を一斉に更新

保険証を8月1日(日)に更新します。新しい保険証は7月7日(水)に簡易書留で発送します。配達時に不在の場合は「郵便物等ご不在連絡票」が投函され、保険証は郵便

局で1週間保管されます。保管期間が過ぎた後は保険年金課で保管しますので、同課(☎20・1547)へ連絡してから受け取りに来てください。

※くわしくは同課へ。

介護保険料

期限内に納付を

介護保険料を納付書や口座振替で納付(普通徴収)している65歳以上の人に対して、介護保険料額決定・納付通知書を7月15日(木)に発送します。同封の納付書は金融機関や郵便局、コンビニエンスストアでの支払いのほか、ペイジー、スマートフォン決済アプリなどでの支払いにも対応しています。

年金からの引き落としで納付(特別徴収)している人には、保険料額決定通知書を7月21日(水)に発送します。

い。また、災害や新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や、生活困窮などの特別な事情によって保険料を納付することが難しいときには、保険料の徴収の猶予や、減額・免除を受けられる場合があります。

※くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

多文化共生指針

素案の公表と意見の募集

市では、外国人住民と共に安心して暮らせるまちづくりを目指す多文化共生指針の素案を公表し、意見を募集します。

閲覧場所 市市民協働課(市役所2階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所、各公民館、市立図書館、保健福祉館、もりんぴあことうづ、三里塚コミュニティセンター、赤坂ふれあいセンター、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page00100.html>)

意見の提出方法 8月2日(月)必着までに、閲覧場所にある意見

提出書に必要事項を書いて、直接・郵送・FAX・Eメール・ちば電子申請サービスのいずれかで市民協働課(T286・855 85 花崎町760 FAX24・1086 Eメールkyodoo@city.narita.chiba.jp)へ

結果の公表 市の考えと併せて市ホームページなどで掲載

※くわしくは市民協働課(☎20・1507)へ。

井戸の衛生管理

定期的な点検を

井戸の衛生管理は設置者の責任となりますので、次のことに気を付けて適正に管理してください。

- 井戸やその周辺は定期的に掃除・点検をして清潔に保つ
- 井戸やその周辺に人や動物が入れないようにする
- 定期的に水質検査を受ける
- 新たに設置した井戸も飲用前に水質検査を受け、安全を確認する

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

災害復興住宅資金利子補給制度

申込期限を再延長します

市では、令和元年台風第15号・第19号、令和元年10月25日の大雨で住宅に被害を受けた人が、融資を受けて建設・補修などを行う場合に返済利子の一部を助成しています。この制度の申込期限を令和4年3月31日まで再延長します。

対象 次の全てに当てはまる人
○被災住宅のり災証明を受けている

○被災住宅に代わる住宅の建設・購入を市内で行う、または被災住宅の補修を行う

○ほかの自治体から利子補給を受けていない

○令和4年3月31日までに融資を受けている

○被災した住宅を自己または親族

が所有している

対象融資額 Ⅱ1、500万円以内
利子補給率 Ⅱ年3パーセント以内
利子補給期間 Ⅱ5年

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

地域でのリサイクル運動

団体での回収に奨励金

市では、再利用できる資源物を回収するリサイクル運動を推進しています。市に登録してリサイクル運動を行った団体に、奨励金を交付します。

奨励金 Ⅱ資源物1キログラム当たり10円

資源物 Ⅱ市内の一般家庭から出された紙類・衣類・布類・瓶類・缶類・金属類・ペットボトル

登録できる団体 Ⅱ自治会、子ども

会、高齢者クラブ、市民サークル、地域住民で構成された営利を目的としない団体

登録方法 Ⅱクリーン推進課(市役所5階または市ホームページ
(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page308000.html>))にある申請書に必要事項を書いて提出

※くわしくは同課(☎20・1530)へ。

節水

限りある資源を大切に

夏を迎え、水の使用量が増える季節になりました。貴重な資源を守るために節水を心掛けましょう。

- 蛇口は小まめに閉める
- 洗濯などは風呂の残り湯を使う
- 歯みがきはコップを使って行う

○洗車はバケツを使って行う

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

生活困窮者自立支援金

対象世帯に支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、すでに総合支援資金の再貸付が終了するなど、特例貸付を利用できない一定の要件を満たす世帯に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します。

対象となる可能性のある世帯には郵送で申請方法などをお知らせします。

※くわしくは新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金相談コールセンター(☎0120・46・8030)へ。

光化学スモッグ

注意報が発令されたら

市では、防災行政無線・なりたメール配信サービスなどで光化学スモッグ注意報をお知らせいたします。注意報が発令されたら屋外での激しい運動を避け、できるだけ

け外に出ないようにしてください。

目や喉が痛くなったり息を吸うのが苦しくなったりしたら、きれいな水で洗眼する、よくうがいをする、涼しいところで安静にするなどの応急処置をしてください。

応急処置で良くならないときは、医師に相談してください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

不動産の会場公開

差し押さえ物件を入札で

市税などの滞納処分で差し押さえられた不動産を入札で売却します。

日時 Ⅱ8月24日(火) 午後2時から
(事前説明は午後1時45分から)

会場 Ⅱ市役所6階大会議室

入札参加に必要な物 Ⅱ公売保証金
印鑑、買受適格証明書(農地の

場合。証明書交付申請は7月21日(水)まで)、委任状(代理人が入札する場合)

代金納付期限 Ⅱ9月14日(火) 午後2時30分

※くわしくは納税課(☎20・1519)または市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page093800.html>)へ。



市長日誌

6月1日(火)～15日(火)

1日	大栄みらい学園開校式 議会運営委員会
2日	定例記者会見
4日	6月定例市議会開会(～30日) 全員協議会
5日	スポーツ協会表彰式
8日	レディスグラウンド・ゴルフ大会 市議会一般質問(～11日)
10日	青年会議所創立50周年記念式典
13日	祇園祭記念講演と祭りばやしの競演
14日	空港対策・機能強化等推進特別委員会 建設水道常任委員会
15日	新市場整備・輸出拠点化等調査特別委員会 教育民生常任委員会



祝辞を述べる(1日)

副市長に関根賢次氏



関根 賢次 氏

6月定例会市議会において、関根賢次氏の任期満了に伴い、再び関根氏を選任することに同意を得て、市では7月1日付けで副市長に再任しました(4期目)。関根氏は昭和49年に成田市に奉職し、総務課長、教育総務部長、教育長などを歴任しました。なお、小幡章博副市長は6月30日付けで退任されました。
※くわしくは人事課(☎20・1505)へ。

農地の転用

許可や届け出が必要です

農地の転用について、次の場合は許可や届け出が必要です。
○宅地・駐車場・資材置き場などに転用する
○埋め立てなど、一時的に農地以外

外の用途で使用する

違反者には県と農業委員会が工事の中止、農地への復元などの勧告を行います。

※くわしくは農業委員会事務局(☎20・1573)へ。

幼児教育・保育の無償化

利用料の一部を支給

対象Ⅱ幼稚園の預かり保育や認可外保育施設などを利用し「保育の必要性の認定」を受けている児童の保護者
対象となる利用料Ⅱ4〜6月分の利用料
請求書配布場所Ⅱ保育課(市役所2階)、各幼稚園、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page013_5_00008.html)

申請方法Ⅱ7月30日(金)当日消印有効までに請求書、領収書、提供証明書などの必要書類を直接または郵送で保育課(〒286・8585 花崎760)へ。
窓口で申請する場合は印鑑を持ってきてください
※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

下水道使用人数の変更

井戸水利用者は必ず手続きを

井戸水のみを利用している世帯の下水道使用水量は、1人当たり1カ月に7立方メートル使用したものと計算します。上水道と井戸水を併用する場合は、上水道の使用水量に井戸水分として1人当たり1カ月に3・5立方メートルを加えます。
転居などで使用人数に変更がある場合は、下水道課(☎20・1553)に連絡してください。
※くわしくは同課へ。

家屋の新築・増築など

資産税課へ連絡を

固定資産税は毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます。
家屋の新築・増築・建て替え・取り壊し・用途や名義の変更などがある場合は資産税課へ連絡してください。
事務所を居宅にしたなどの用途

の変更は現地確認が必要な場合があります。

また、未登記の場合は、届け出がないと名義変更前の所有者に課税される場合がありますので注意してください。
※くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

防災行政無線戸別受信機

騒防法第一種区域内を対象に

市では、騒防法第一種区域内に住んでいる人を対象に防災行政無線戸別受信機を貸し出しています。現在貸し出している戸別受信機が令和4年11月30日に使用できなくなるに伴い、デジタル波対応戸別受信機への無償での更新希望申請を受け付けています。
対象Ⅱ中郷・豊住・遠山・久住・下総・大栄地区の騒防法第一種区域に住む人
申請書配布場所Ⅱ危機管理課(市役所4階)、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page0110_00069.html)
申請方法Ⅱ7月30日(金)必着までに申請書を直接または郵送で危

機管理課(〒286・8585 花崎760)へ
※くわしくは同課(☎20・1523)へ。

ペットボトルのリサイクル

店頭でも回収します

市では、ペットボトルをオレンジ色の指定袋で資源物として回収していますが、市内事業所の店頭を設置してある回収ボックスも利用できます。
回収ボックス設置協力店は、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page115500.html>)で確認してください。
また、ペットボトルを出す際は次の点に注意してください。
○キャップ・ラベルを外す
○汚れや油をきれいにすすぐ
○ペットボトルをつぶす
○プラスチック製のキャップとラベルは白色の指定袋に入れ、紙製の物は雑がみとして出す
○汚れや油が落ちない物は可燃ごみとして出す
※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。